

令和８年度 八幡市障がい者地域生活支援協議会第１回全体会 議事録

- １．日時 ： 令和８年６月４日（木曜）１３時３０分開始
 - ２．会場 ： 八幡市役所会議室５－１
 - ３．協議事項：
 - ・各専門部会の報告について
 - ・令和８年度八幡市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について
 - ・障がい者計画等の策定について
 - ・八幡市基幹相談支援センターの発足について
 - ・連絡事項・その他
 - ４．参加委員：２４名
-

- １．開会
- ２．課長挨拶
- ３．資料の確認
- ４．委員の変更及び自己紹介
- ５．令和７年度の活動報告

鈴木委員長

それでは、八幡市障がい者地域生活支援協議会の令和７年度の活動報告を事務局からお願いいたします。

事務局

令和７年度の協議会全体のご報告をいたします。全体会は３回開催いたしました。全体会では協議会全体のテーマとして福祉人材の確保や魅力を伝えること等について取り組んできました。福祉の事業所で働きたいという人材がなかなかおられず、人材

不足が各事業所の深刻な課題であるとの認識から取り上げておりました。

昨年度の第3回目の全体会にて、事務局からの提案として市内事業所へアンケートをおこない、職場体験や資格取得のための実習生受け入れの有無や意向について確認することを挙げておりました。アンケートの実施が持ち越しとなった形でありまして、今年度は、現状の把握と実習等の受け入れの意向について市内の障がい者・障がい児の事業所へアンケートをさせていただきたいと考えています。

アンケートは市内事業所へ7月中にメールで依頼し、ロゴフォームでの回答を予定しております。アンケートの対象となる事業所に所属されている委員の方におかれましては、アンケート回答のご協力をお願いいたします。アンケート回答に際して、事業所内で職業体験や実習の受け入れについて検討するきっかけになれば幸いです。アンケートの結果は次回11月の全体会にて報告をさせていただきます。

鈴木委員長

報告ありがとうございました。今までの報告のなかで、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

事務局

補足になりますが、昨年度の第3回目の全体会にて、杉山委員から、支援学校の生徒の卒業後の進路状況について、卒業後の進路を考える上での実習の受け入れ、職場体験や見学ができれば有難いとのお話がありました。それを踏まえてのアンケートを考えておまして、支援学校としての思いやご意向があれば聞かせていただきたいと思えます。

中西委員

本校においても、中学部段階から職場見学をお願いをさせていただき、本校の中学部が福祉事業所に職場見学に行き、高等部だけでなくもっと早い段階から、将来を見据えた取り組みが行われております。高等部段階でも、高等部1年生が職場体験で、福祉事業所に行く場合もあれば、市内の企業などに行く場合もあります。職場実習についても、日々お願いをしているところです。

卒業後の職場の選択を一つでも広げるという意味では、一つでも多くの見学先や実習の受け入れ先があれば有難いとの思いは今年度も同じ状況です。

森田委員

実習受け入れのアンケートの候補の中にグループホームが入っているのか質問です。報酬改定によって、グループホーム自体が、地域住民に対してホームの説明会であったり、国としても地域に対してオープンにしていこうという流れがあります。先

日訪問したグループホームでも職員から、色々と発信していかなければならないので苦勞しているという話があり、今は人材がいらないから外国人労働者を雇い運営をしているけれど、そういう実習生も受け入れの候補に入ってくるという話をされており、国のニーズとも合致していると思いました。今回のアンケートの候補はどのように決めるのか教えてください。

事務局

アンケートにつきましては、一律に市内の事業所すべてに行く予定です。サービス種別によっては時間の折り合いがつかない等、受け入れが難しいこともあるかと思いますが、まずは現状やご意向を把握するため、グループホームにもアンケートを実施します。

鈴木委員長

ありがとうございました。実習は、実習生にとってもメリットがありますが、受け入れる事業所にとっても、実習を通して職場の風通しが良くなるという話もよく耳にしますので、できるだけ多くの事業所に実習の機会があればと思います。

6. 各専門部会の報告について

鈴木委員長

続きまして、八幡市障がい者地域生活支援協議会の各部会の活動報告を各部会からお願いいたします。

井上委員

就労支援部会では、1月20日、1月27日に市内の障がい者雇用をされている企業へ企業見学に行きました。清掃を主とした業務で、実際に就業されている場所も見学させていただきました。

2月と5月には、八幡市役所1階エントランスで、市内の障がい者就労支援事業所の合同フェアを開催しました。市内の就労支援事業所の周知や理解を深め、福祉就労に繋がることを目的に3年前から取り組みをしており、内容も固定化してきました。活動の振り返りを行い、今年度は部会内で合同フェアに割く時間を減らし、もう一つの柱である、企業に向けて、企業就労の方に重点を置いて部会として取り組んでいく予定です。

近岡委員

子ども支援部会は昨年度は6回、今年度は5月に第1回を開催しております。子ども支援部会は支援機関だけではなく、様々な立場の方々にご参加いただきながら活動を進めている部会となっております。今年度より、部会運営の体制強化を目的として、副部会長の体制について見直しをしております。これまでの副部会長に加えて、全体会の委員でもある前川委員を推薦し承認をいただき、今年度から、部会長1名、副部会長2名の体制で部会運営を行っております。より多様な視点を取り入れながら部会活動を進めていくことを目的としています。

部会の活動としては、昨年度実施しました保護者の交流イベント「ツナグ・ツナガル」を通して、人との繋がりだけではなく、情報や地域資源との繋がりを広げていくことをテーマに取り組んでいます。今年度は令和9年2月に「ツナグ・ツナガル」の開催を予定しております。

他には保護者のニーズの把握についても進めている中で、アンケートの実施を検討しましたが、障がい福祉計画にあるアンケート結果など、既存のデータを参考にしながら地域の課題等を把握して、部会として何かできることはないのかを検討していきたいと考えています。

さらに保護者向けの研修をしてはどうかという意見が多く出ておりまして、内容としてはペアレントトレーニング、アンガーマネジメント、学校との関わり方、スマートフォン・ゲーム等の依存との付き合い方について関心があるとの意見が挙がっています。ペアレントトレーニングは、子供の特性等を理解しながら保護者が関わり方を学び、子どもとの関わりが円滑にできるような支援の方法で、アンガーマネジメントは、怒りのコントロールのことで、イライラすることもあると思うが、怒るのではなくどのように子どもに伝えていくのかを学びます。今年度はニーズが高そうな学校との連携を中心として研修ができればと話し合っています。教育支援センターの方に相談しながら、学び生活アドバイザーの方を講師としてお招きして、保護者向けの研修を12月に開催する方向で準備を進めております。

「ツナグ・ツナガル」の保護者交流イベントですが、現在は子ども支援部会が進めていますが、当事者で経験のある保護者の方がペアレントメンターとして主となって広がっていくような形になればよいと思っています。ペアレントメンター養成の観点からも、部会としてどこまでできるのかはわからないが、子どもが中学生に上がった保護者の方が、ペアレントメンターとして、小学生のときの経験等を話したり、共感や寄り添いながら支援の底上げができれば、全体会のテーマでもある離職率の低下や人材確保にも繋がるのではと思います。

森田委員

精神障がい者支援部会では、それぞれの職務をそれぞれの立場から、八幡市における精神障がい者の方の暮らしやすさ、生きづらさとは何かについて課題抽出に向けて

のケース報告をしていただきました。

今年の6月に診療報酬改定があり、精神科クリニックにおいて、医師が精神保健指定医を持っていない、あるいは研修や実習を受けてない方がいた場合に、診療報酬が4割減になるという改定が導入されました。学んだ方を優遇する前向きな制度ではあるけれど、一方で、指定医は持ってないけれど、町のお医者さんとして10年、20年活動されてきた方が報酬減によってクリニックを運営できなくなってしまうことや、それによって馴染みの患者が大病院の方に戻ってしまうのではないかと懸念しています。その何が問題かという、慣れ親しんだ先生がいなくなる不安もありますし、障がいのある方も年々高齢化している側面があり八幡市から大病院に行くとなると、交通手段や交通費の不安があり、ヘルパーに依存する生活になってしまうのではないかと懸念しています。保健所には、そのような相談は現状1件のみで、大きな混乱はないと聞いており安心しているところです。

次はケースについてですが、60代女性で、統合失調症と糖尿病を併発している方で、過去にも医療保護入院や入院が10回以上あった方です。本人が夜間や悪天候でも外出したり行方不明になりかけることがあり、徘徊もあるためご主人も困っておられました。何とかして医療につなげたい思いがあるが、本人が拒否的なので、人権や個人情報を守ろうとすると安全確保がどうしても疎かになってしまうと感じています。逆に安全確保を優先すると、本人の生き方、人権侵害のジレンマが出てくるが、支援者の裁量で判断しなければならない事例が増えてきているという印象があります。

特にグループホームの方はその支援のジレンマを非常に抱えておられるようで、精神障がいがあり突発的にホームを飛び出してしまうケースでは、後ろを付いていくこと自体、本人は付きまといわれるのが嫌なので人権面で難しい、ではGPSを付けるのかというとそれも難しく、部屋に監視カメラを置くかどうかは虐待になるのではとなり難しい。しかし一方で、物取られ妄想があり職員が荷物を盗んだ、財布を盗んだという訴えもあるようで、なかなか1つの事業所の裁量で判断することが難しく、そういう事例が続いてしまうと職員も疲弊してしまうことがあります。そうならないためにも、事業所同士の横の繋ぎのネットワークを強化して、守らなければならない側面と、利用者の暮らしやすさの両立が図れるような取り組みができればと考えています。部会内でひと通り意見が出たので、次回からは意見を集約して、八幡市の障がいがある方のために何ができるのかを考えていこうと思います。

大野部会長

関西記念病院の地域連携課の方をお招きし精神障がい者への入退院支援について、計画相談員との連携について交流の機会を持ちました。病院の概要、入院までの流れや退院支援に関して、退院前のカンファレンスのことをお話いただきました。特に印象に残っていることは、患者の方の高齢化ということで認知症の方の入院が増えてい

ることでした。連携のポイントとしましては、情報の共有・面談の様子との共有ということで、状況の変化などをお互いに知らせ合うことが大事であると思います。理解して欲しい点ということで病院の方が話されていたことは、精神科では内科疾患に関しては、診ることができないため、内科病院で治療後に来て欲しいということです。それから入院への配慮に関しまして、入院に否定的なご家族への丁寧な説明、家族や身元引受人が不在の場合の費用の支払いについてお話がありました。

次に今年度の第1回相談支援部会では、前年度の振り返りとして、新規事業所や病院からのゲストスピーカーをお招きして顔の見える関係づくりの交流が図れたという意見や、情報が伝わりにくい病院の情報が聞けたことで連携ができるようになったという意見が出ました。今年度の取り組みについても話し合い、ケースの共有は引き続き行っていくこと、ゲストスピーカーの招聘に関しましても、新規事業所のプレゼンはこれまで通り続け、さらに他分野の就労事業所を含めてプレゼンをしていただこうと考えます。他には、相談支援の研修をしてはどうかという提案をさせていただいておりまして、相談支援のコミュニケーションについて研修できればと思います。外部機関との連携については、6月は障害者就業・生活支援センターはびねす、7月はハローワークの方をゲストスピーカーとしてお招きする予定であります。

相談支援員や福祉関係者が日頃感じている課題やテーマを持ち寄り、部会の当日に何か学べるようなことができればということで、探究型の勉強会の取り組みを提案しまして、これも了承いただきました。早速ですが、発達障がいについての話をさせていただきました。発達障がいは先天的というのが基本的な考え方ですが、後天的にそのような状態にある方や、発達障がいが疑われる方、診断を受けていない自己申告の方がいることも事実だと思いますので、相談員はそういうことも認識しながら相談対応をしていかなければならないという話をしました。その時々、部会委員の皆さんが気になることをその場で話し合ってはどうかということを考えております。

倉田委員

2月15日にくすのき地区の合同防災訓練に参加しました。防災訓練の内容としましては、大規模災害でトイレが使用できないという場面を想定した、日常生活に直結した有意義な防災訓練でありました。日本トイレ協会研究所の動画を視聴して学びながら、実際にトイレが使えない場合の具体的な環境を踏まえて学習することができました。部会委員も参加しまして、実際にトイレにビニール袋を被せ、凝固剤で固めて処理するところまで体験することができました。外国人の方も多数参加されておられ、文化や習慣が異なり有事に備えることの難しさがある中で、このような機会を提供いただき大切な取り組みであったと思います。聴覚に障がいのある方も、防災バンダナを背中に羽織り「耳が聞こえないため支援が必要」というマークが見えるようにして参加されました。実際に参加することによって、今後に向けて準備しておくことや理

解しておくことを考える機会になり良かったとの意見がありました。

今年度については、4月に第1回の部会を開催しました。福祉の集いにも参加させていただき、困りごとの発信や、年度を跨いで取り組んでいる防災関係のレポートについて発信することができました。今年度も防災については継続しながら、顔の見える福祉ということで、イベント事についても考えていければと思っています。以前からも報告していることですが、危機管理課がハザードマップの改定を予定されていることですので、当事者の意見がなるべく反映されるように提言書を作成しました。これにつきましては、5月末に事務局から危機管理課に提出しております。障がい当事者の意見を反映したハザードマップの改善に取り組んでいただきたいという主旨のもので、現状は障がい種別ごとの視点が細かく反映されていないため、誰にとって、どこがどのように危険なのかがより理解できるような内容にということが今の課題であると考えています。日頃からの備えとして避難時に配慮が必要であることを周囲に伝えるためにはどうすればよいのか、一般避難所と福祉避難所の違いについての情報、福祉避難所については具体的にどの段階で開所されるのか、障がいの特性による困難さ・配慮の必要性が地域全体で共有されればという思いで提言書を提出しております。

鈴木委員長

報告ありがとうございました。今までの報告のなかで、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

原委員

支援学校の卒業後の進路について、当事業所は就労継続支援B型事業所ですが、支援学校を卒業された方も来ていただいております、体験見学も随時受け付けています。体験見学の内容に関しても、決まった内容を提供するというよりは、事前に目的や希望を聞かせていただき、その生徒に合うように内容を考えて受け入れをしています。当事業所では年1、2回ほど体験見学に来られていますが、お困り等ありましたらいつでもご相談いただければと思います。

中西委員

保護者の方が合同フェアなどの機会を通じて事業所に興味を持たれて、体験見学に行かれることが多いという印象があります。

三野委員

昨年11月に石川県の能登半島地方で震災支援に1週間ほど参加しましたが、障がい者施設を再開するにあたりトイレ問題は重要であると感じました。数ヶ月にわたりライ

フラインが寸断された状態の地域では、トイレが使えないことが大きな問題であると感じています。報告の中で簡易トイレの話も出ておりましたが、排泄が終わった後にボタンを押すと自動で袋を圧着して、触らずに処理できる設備を支援物資で提供されたという話を聞きました。トイレカーも多数出ていたようですが、障がいのある方にとっては見慣れないものであり、身体障がいの方はリフトがないと使えないという問題も現地では発生しました。八幡市にもトイレカーがあると聞いていますので、普段から見慣れないものに慣れておく訓練も有効なのではと思います。

倉田委員

おっしゃる通り現場をまず見るというのが非常に有意義であると思います。自動で圧着する設備は初めて知りましたが有効であると思いますし、今後機会があれば実際に災害支援に行かれた事業所の体験談などを集約して、くらし支援部会で活用できればと考えています。

事務局

八幡市では令和6年11月にトイレカーを導入しており、トイレ数は洋式便器が5つあり、そのうち一室が多機能トイレで車椅子利用とオストメイト対応で整備されています。トイレカーは出入口が3か所あり、2か所が簡易の階段、1か所がリフトで車椅子の方も利用可能となっています。便座は簡易水洗と洗浄の暖房便座で、大体の使用回数が300回から400回程度となっています。トイレカーの見学をご希望される場合は障がい福祉課にご相談いただければと思います。

西川委員

子ども支援部会のツナグ・ツナガルのイベントは、保護者にとっては、先輩保護者からの情報や経験談を聞くことができる貴重な機会であると思います。このイベントに参加されていた保護者は、就学や進学に関して悩みをお持ちの方が多く、お子さんが進学するであろう校区にある小学校や中学校の支援級の様子を知りたいとおっしゃる方が多かったように感じました。障がいのあるお子さんの保護者の悩みについて、経験に基づくリアルな情報交換をしながら、イベント名のように繋がっていければと思います。

澤田委員

就労支援部会からの報告で、障がい者雇用をされている企業への訪問がありましたが、商工会の会員は基本的に小規模事業者が多数を占めており会員数は770社ほどありますが、従業員数が40名以上のところは30社ほどとなっております。本社が大阪や東京という大手企業もありますが、そういうところは商工会には入っていただけて

おりません。大半の企業が 10 名前後や 10 名以下というなかで、人手が回らない、職場の環境整備などにお金も回せないという状況で、障がい者雇用がなかなか難しいというのが現状です。

鈴木委員長

国の統計においても、障がい者雇用をされているところは大手企業が多いですが、障がいの当事者の方にとっては小規模な企業の方が顔の見える関係が作りやすい職場環境だと思いますので、そのような企業でも受け入れが進めばよいと思いますし、何ができるのかを考えていただきたいと思います。

矢田委員

精神障がい者支援部会での事例報告にもありましたが、親亡き後についても普遍的な課題であると思います。現時点において具体的な解決策を当事者や家族に提示することができなくとも、親あるうちに親亡き後について考えること、家族丸ごとの課題の共有を行うこと自体に大きな意義があるように考えています。実際に親亡き後という状況は急に訪れて、当事者にとって過酷で想定外の出来事となりがちです。そのために予め課題を共有しておいて、一定の見通しを持てるようにしていくことが、心理的な負担の軽減に繋がると感じました。家族会についてですが、家族会や家族支援の重要性がある一方で、その会の維持、参加者の確保というのが難しい現状がありまして、なかなか解決策を見出すことができません。時代のニーズに合わせて柔軟な対応が求められるのではないかと思います。

7. 令和 8 年度八幡市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について

鈴木委員長

続きまして、令和 8 年度の八幡市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について事務局よりお願いいたします。

事務局

まず、目的としましては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進します。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律は、障がい者施設で就労する障がい者や在宅で就労する障がい者の経済面の自立を進めるために国や地方公共団体が障害者就労

施設等から優先的、積極的に購入調達することを推進する目的で制定されました。この方針は、八幡市の全組織を対象とします。対象となる施設は、法第2条第2項から第4項までの規定で定める施設とします。調達の対象品目は物品では食料品、飲料、小物雑貨、その他物品。役務では印刷、清掃・施設管理、その他サービス・役務とします。調達目標は、前年度における障害者就労施設等からの調達実績額を上回ること努めることです。参考までに、令和7年度の実績は3,788,209円で、令和6年度の調達実績額を下回る結果となっております。

物品等の調達の推進方法は、「(1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集を行い、調達を推進するため全ての部署に情報を提供する」「(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する」「(3) 八幡市障がい者地域生活支援協議会において、調達の推進に係る課題を分析し、拡大にむけての方策等を検討する」とします。また、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針及び実績は、市ホームページ等で公表します。

今年度の調達方針について、ご異議などはございませんか。なければこれで承認とさせていただきます。

8. 障がい者計画等の策定について

鈴木委員長

続きまして、障がい者計画等の策定について事務局からお願いします。

事務局

今回の障がい者計画についてご説明をさせていただきます。障がい福祉サービスの3年間の実施見込みを計画する障がい福祉計画、障がい児サービスの3年間の実施見込みを計画する障がい児福祉計画の計2つの計画を今年度中に策定いたします。八幡市に必要となるニーズ調査、それに基づき障がいをお持ちの方を取り巻く現状、課題の分析を行います。ニーズ調査の分析結果等を通して認識した、今後必要となる障がい福祉施策の目標値や提供体制を障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に反映させ、有益で実行性のある計画の作成を行います。

今回資料でお示しさせていただいた内容について、委員の皆様からのご意見も組み込んで作成したいと考えておりますので、ご意見等あればよろしくお願ひしたいと思ひいます。

鈴木委員長

報告ありがとうございました。今までの報告のなかで、ご意見やご質問はございま

すでしょうか。

西川委員

どこに属しているかで、アンケートの回答に開きが出ることをまず念頭に置いていただければと思っています。それぞれのアンケート項目に困りごとを加えてくださっているので、放課後等デイサービスの項目にも困りごとを追加してはどうかと思います。記述式でもよいので匿名であれば書けることもありますし、意見は言わないと伝わらないので、折角アンケートをするのであれば、事業者の方にもどのようなニーズがあるのか知ってもらう機会になればよいと思います。

事務局

所属によっては回答に差があることは重々承知しております。無作為に抽出して回答いただく形となりますので、所属を示しながらアンケート結果を公表することになると考えています。記述式を設けることも考えていますので、率直なご意見を記入いただきたいと思います。

倉田副委員長

成年後見制度の項目についてですが、様々な福祉サービスの項目の中に唐突に成年後見制度が出てくるように見えます。成年後見制度は、ある程度の予備知識がなければアンケートとしては正確な答えが得られないのではないかと感じますが、事務局としての見解を教えていただければと思います。

事務局

唐突に成年後見制度の認知度というアンケートにはなっておりますが、あくまでもどの程度この制度をご存知かというアンケートにはなります。以前から入れている項目ではありますので実施はする形にはなるとは思いますが、ご意見を踏まえて順番の調整や、補足を加えるなどを検討していきたいと思っています。

鈴木委員長

成年後見制度はいろいろ国で議論されて改正することが決まっていますし、現状の改正状況も含めて適切な質問項目とすればよいと思います。

無作為抽出をどう考えるかも課題であると思います。国の方針や予算なども理由としてあると思いますが、回答率も含めまして、現場のニーズがなかなか浮かび上がってこないという問題が無作為抽出では考えられます。全数調査でも回答率は低いですが、通常学級と支援学級と支援学校でも相当ニーズの違いは出てきますし、それがなかなか汲み上がってこないという問題が出てくるとは思います。国としては調査を基に供給量を設定するこ

とをしますが、自治体レベルで無作為抽出をして実態が分かりづらい状況で、供給量を決めるのは難しいのではないかと思います。国は全国レベルなので難しいとしても、自治体では全数調査をするべきではないかと他の自治体でも申し上げたことがありますので、次回を考えるとときには、自由回答の項目をどうするのかも含めて、本当の意味でニーズを汲み上げていくためにはどういう調査設計にすべきなのかを検討していただければと思います。

井上委員

前回のアンケートの際に感じたことですが、事業所に通所している利用者の4分の1ほどの方が、実際にアンケートを事業所に持って来て職員に相談しながら書いておられました。利用者からは、面倒くさい、こんなにたくさんといった声もあったため、回収率を上げていくことを目指していただけたら、ニーズも汲み上げられるのではと思います。

鈴木委員長

アンケート項目は分かりやすくどう伝えるのか、記入するときはどうサポートするのかは他の自治体でも課題です。

アンケートについて、本来ならばさらにご意見をいただきたいところではありますが、今回配布した用紙に「ご意見がある・ない」を記載の上、事務局までご提出をお願いいたします。ご意見につきましてはすべて反映できないこともあります。作成につきましては、障がい福祉課に一任するというご異議などはございませんか。

なければこれで承認とさせていただきます。

9. 八幡市基幹相談支援センターの発足について

鈴木委員長

続きまして、基幹相談支援センターについて事務局から報告をお願いいたします。

事務局

令和7年度第3回の全体会でお伝えしておりました基幹相談支援センターについて令和8年度より実施することが決定し、令和8年4月より社会福祉法人ディアレスト八幡市障がい者生活支援センター803に委託をさせていただいております。

基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核的な役割を担う機関と位置付けられています。具体的には①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域移行・地域定着、④地域全体の相談支援体制の強化、いわゆる実務者への助言や人材育成といった、より専門性が求められる業務を中心に、地域と協働して取り組んでいくもの

です。八幡市障がい者生活支援センター８０３と協働して市内の相談支援体制の強化を図ってまいります。

鈴木委員長

それでは社会福祉法人ディアレストの大野理事長より基幹相談支援センターについてご挨拶をお願いいたします。

大野理事長

基幹相談支援センターを開始して手探りで２ヶ月が過ぎたという状況で、虐待に関する案件を２件、困難ケースを１件対応として受けていますが、今後も増えていくのではと考えています。

地域の相談支援体制の強化に注目しておりまして、皆様からいろいろお知恵をいただきながら進めていきたいと思っております。相談支援を強化していくためには、地域に根づいたものでなければならないと考えております。地域には、例えば、民生児童委員等、地域での相談を受けている方々が多くいらっしゃいます。地域づくりで何をしたらよいのかと考えると、まずは相談しやすい空気を作らなければならないと思います。それを地域の中で作り上げていくにはどうしたらよいかと考えたときに、子ども支援部会がしているツナグ・ツナガルがヒントになると思います。今まで会ったことがない方々が集まり、いろいろな話をする事自体が、相談として成立していると思います。暗い顔をして来られた方が、笑顔で帰っていただけるような相談ができることが理想的です。基幹相談支援センターとしてすべきことは、相談の入口をたくさん作っていくことであると思います。

鈴木委員長

ありがとうございました。委員の皆様からご意見やご質問はございますでしょうか。

吉川委員

担当の地域以外の方から相談を受けることもあり、民生児童委員としても相談の入口を求めています。最近では、ＡＩが話題になっていますが、ＡＩに虐待やＤＶの相談をされる方も多いようです。ですがＡＩはやはり機械ですので、顔の見える相談支援をこれからも続けていきたいと思っておりますので、私たちも８０３に協力できるようにしていきたいと思っております。

山崎委員

基幹相談支援センターのことですが、然るべきところへ繋ぐときに、誰とどこまで情報

共有するのか、情報共有体制は具体的にどのようなになっていますか。

また、私自身が過去に相談をしたときの経験ですが、相談員の方の知識が不十分で困ったということがあります。

大野理事長

相談の入口を増やしたいと話しましたが、具体的に言いますと、例えば地域には相談支援という仕事をしている人達がいるので、相談支援事業所に連絡を入れていただく、或いは市役所の障がい福祉課の窓口へお話をさせていただくということで繋がっていくと思います。

相談員として、基本的にはいろいろ知っておくべきではありますが、万能というわけではありませんので、相談に来られた方が不満を持たれることもあるかと思います。しかし、きちんとした相談員であれば、自身で調べてどのように対応していけばよいか考えてくれると思いますので、相談の中で思いを伝えていただければと思います。

鈴木委員長

当事者の方からよく聞く話で、相談員の力量がなかなか現場の複雑なリアリティに追いついていないという現実がありまして、当事者の声も聞き取った上で、どのようにして力量アップしていくのかということを考えていく必要があると思います。お互いに相互作用で良い方向に発展できればと思いますし、どのような知識や技能が足りないのかを見極めていくこと、相談の入口として当事者の声を聞き取っていくような仕組みも大事かと思います。

10. 連絡事項・その他

事務局

全体会の開催前に、各部長に出席いただき運営調整会議をしております。そちらの会議で、障がいのある方が詐欺被害に遭いやすい事例があるということを問題提起いただきましたので、本日の全体会でも共有いたします。

森田委員

運営調整会議の中で報告したケースなのですが、障がいのある方が地域で暮らしていく上で、詐欺被害に遭ったり、お金のトラブルに遭うなど似たようなケースが多いと感じております。例えば、単身世帯の方に対して訪問販売員が来て、物を販売するケースでは、障がい特性によりノーが言えず、よくわからないままに話を進めてしまい不必要な物を買わされることが頻発していると感じています。その方の場合、成年後見人がついておら

れたため、クーリングオフで返品することができました。しかし、水道の修理など、その場で契約してその場で施工完了するような場合、完了してしまった契約に関しては対処のしようがないということもあります。

本来であれば、本人が若年層のうちに、ソーシャルスキルトレーニング（ＳＳＴ）で、ノーが言えるような練習ができればよいと思いますが、現状このような問題が起きている実情を支援者側も把握しておく必要があると思います。当事者の方で自己発信ができる方は、被害に遭ったことを周りに話すこともできるが、親亡き後で急に一人暮らしになってしまうような方の場合、社会との繋がりや接点が元々希薄ということもあり、困り事について自分から発信できないということがあります。そのため、地域性も踏まえて課題を抽出して日頃から共有しておくことが必要なのではと思います。

他によくあるケースとしては、ネットトラブル、SNSトラブルが目立ってきていると感じます。最近はインターネットから多くの情報が入ってきてしまうため、例えば「10万円当たります」というような広告をクリックして進めてしまい、最終的に取り立ての連絡が来て、困って相談に来られたということがありました。警察にも相談したところ、警察が推奨する無料アプリで迷惑電話を防止することができると教えてもらいましたが、インターネットにも対応する場合は有料になるとのことなので、活用には差が出ると思います。地域性を学ぶ以外にも、時代性を学ぶことも大切であると感じました。相談員をしていても知らないことは多いため、他事業所含めて教えていただきながら取り組んでいきたいと思っています。

近岡委員

20代30代ぐらいの発達障がいがある方で、判断能力が十分でない方が、ショッピングモールに行き、ウォーターサーバーの勧誘など、話しかけられたことが嬉しくてそのまま契約してしまうという話をよく聞きます。他には、携帯電話が0円と書いてあるような広告につられて契約して携帯電話を複数台所持してしまうケース、家にWi-Fiがあるのにモバイルルーターの営業の電話がかかってきて契約してしまうケース、オプションを勧められるまま付けてしまい毎月高額の支払いになっているケース、解約しようとしても事業者に電話が繋がらないケースなどがあります。

時代背景として、闇バイトなど目先のおいしい話に飛びついてしまい、気がついたら犯罪に巻き込まれていたということにもなり兼ねないと思います。そのようになる手前で、例えば、子どもであれば療育の段階から、大人であれば事業所や相談支援の部分で、社会的な面で判断することや断ることをトレーニングしたり、迷ったときに連絡ができるような関わり方を知っておく必要があると思いますし、そういうことを部会で共有できればと思います。

三野委員

事業所の方でも、発達に障がいがある方で、スマートフォンをお持ちの方のトラブルが複数ありました。先ほどの報告と同様に、ウォーターサーバー、携帯電話、ゲーム機などのトラブルもあります。何年もの契約を結ばされているが、本人は喜んでおり改善が難しい現状を感じます。

例えば、個人情報の面では、口コミサイトなど誰でも閲覧できるところに実名で登録して、自分の生活環境に極めて近い部分でいろいろ投稿してしまったり、迷惑メールの内容を真に受けてしまい個人情報を返信してしまうケースがあります。金銭面では、抽選で10万ポイントが当たりましたというような通知が来て、当たったから受け取るにはどうすればよいかと聞かれたり、ゲームアプリに高額な課金をしてしまい事後的な対応が難しかったケースもありました。

インターネットやスマートフォンは、障がいがある方にとっても必要不可欠なものではありますので、使わないというのは難しいとは思いますが、リスクなどを判断する力が十分ではない方も多い印象です。障がいがある方の権利を守りながら、生活上の安全も守っていくためには、個々のケースに合わせて対応していく支援員の柔軟さも必要になると思います。

鈴木委員長

ありがとうございます。その他に連絡事項等はございませんか。

では、これで本日予定しておりました議事は終了いたします。委員の皆様のご協力に感謝いたします。

事務局

今後のスケジュールに関して、次回の全体会の開催は11月26日の午後1時30分を予定しております。次回のご参加もどうぞよろしくお願いいたします。